

大和市告示第144号

渋谷分室の利用者に係るI KO Z A駐車場の利用割引に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年6月28日

大和市長 大 木 哲

渋谷分室の利用者に係るI KO Z A駐車場の利用割引に関する要綱の一部を改正する要綱

渋谷分室の利用者に係るI KO Z A駐車場の利用割引に関する要綱（平成23年大和市告示第209号）の一部を次のように改正する。

第2条の表I KO Z A駐車場の項中「大和市福田2021番地2」を「大和市渋谷五丁目22番地」に改める。

附 則

この要綱は、大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行する。